

令和4年度（2022年度）

第2回熊本県教員資質向上協議会議事録

熊本県教育委員会

令和4年度（2022年度）第2回熊本県教員資質向上協議会

- 1 日 時 令和4年（2022年）10月20日（木）
午後2時から午後3時まで
- 2 場 所 水前寺共済会館グレースシア1階「芙蓉」
- 3 出席者 委員 古田 亮（熊本県教育庁市町村教育局長）※協議会会長
委員 渡邊 重義（熊本大学大学院教育学研究科教授）
委員 山崎 浩隆（熊本大学大学院教育学研究科教授）
委員 竹下 良一（西原村教育長）
委員 吉本 一成（大津町立美咲野小学校）
委員 作田 潤一（御船町立御船中学校）
委員 岩本 修一（熊本県立八代高等学校長）
委員 牛野 忠男（熊本県立熊本支援学校長）
委員 山口 法子（熊本県PTA連合会副会長）
- 4 議事等
議題 「熊本県教員等の資質向上に関する指標（案）」について
- 5 会議の概要
 - (1) 開会（14：00）
 - (2) 会議の公開・非公開の決定
事務局の発議により、全て公開とした。
 - (3) 議事日程の決定
会長の発議により、議題について審議することとした。
 - (4) 議事内容
次のとおり。

【古田会長】

委員の皆様、大変お忙しい中、御出席いただきまして本当にありがとうございます。それでは、次第に沿って早速進めていきたいと思っております。

本日の議題ですが、前回いろいろと御意見伺いましたことも踏まえて、熊本県教員等の資質向上に関する指標（案）について、まず、事務局から説明させていただきます。その後、質疑の時間をとります。

それでは、事務局から説明をよろしく申し上げます。

【事務局】

はい。1 ページ目、熊本県教員等の資質向上に関する指標（案）です。

表紙をめくって2 ページ目、これまで「指標の活用にあたって」として、現行指標と別にしていました活用資料も、今回は、指標と併せて、全てで指標の資料としています。「1 はじめに」の部分で、これまでの経緯等を説明し、「2 経験段階について」、それから「3 対象職種について」、「4 活用例について」という項目で構成しています。

前回から若干変更した部分として、「3 対象職種について」では、養護教諭、栄養教諭、幼稚園教諭について読み替えをお願いしていましたが、ここに新たに特別支援学校幼稚部の教諭を加えています。それぞれの職種に合わせて、指標の一覧を読み替えていただくよう説明をしています。

また、「4 活用例について」では、管理職（校長・副校長・教頭）の3 つ目の○の部分に（研修受講推奨を含む）と追記しています。

続いて4 ページ目です。第1 回協議会及びその後の意見照会等を踏まえて内容を変更しています。前方スクリーンを御覧ください。指標（案）の朱書き部分に、いただきました貴重な御意見を反映しています。削除したもの、それから追記したものを示しています。その中で主に4 点を説明します。

まず1 点目です。スライドの青い枠で囲った部分について御説明します。前回の協議会で、「令和の日本型学校教育」における「個別最適な学び」と「協働的な学び」について、指標中に見受けられないという御意見をいただきました。前回の協議会でも、各要素の中にそれを盛り込んでいる旨の説明をしていましたが、具体的要素の例の青枠の中に、「『個別最適な学び』『協働的な学び』の一体的な充実に向けた学習者中心の授業創造」という項目を盛り込みました。あとは、全体に溶け込んでいるという御理解でお願いできればと思っています。

また、【学習指導】と【生徒指導・児童生徒支援】の具体的要素の例について、国の指針等の言葉との整合性を図って、充実して欲しいという御意見をいただいていた。多くの委員からいただいた要素を追記しています。その結果、詳しい表記になっていますけれども、【学習指導】と【生徒指導・児童生徒支援】の部分により重点化するという別の御意見にもつながったと思っています。

続いて、2 点目です。ICT の利活用についてですが、これは学びのために ICT を活用することが重要で、ICT という言葉が最初に出てくると、どうしても ICT を使わなければならないという意識になってしまうのではないかと御意見をいただいていた。そこについても文章を改めまして、「学習指導、生徒指導、特別な配慮や支援を効果的に行うために」と、目的を先に書いて目立つようにしています。

3点目、求められる資質能力の一番下のマネジメント力の部分についてです。これは、校長指標及び副校長・教頭指標と教員等の指標に段差が感じられるので、そこをできるだけ軽減してほしいという御意見をいただいていた。マネジメント力の充実期と発展期の部分に、それぞれ記述を盛り込んでいます。充実期には、「人材育成の視点を持つ」という部分、そして発展期には、「学校運営及び人材育成の視点を持つ」という部分で考えています。

4点目です。これは表の欄外に記述を※印で設けています。1つ目の※印についてです。具体的要素の例について、国の表記と合わせて、生徒指導・児童生徒支援を、生徒指導に改めること、そして、特別支援教育を特別な配慮や支援を要する子供への対応に改めるという御意見をいただいていた。このことについて事務局で検討した結果、本県においては早くから特別支援教育について、全国に先駆けて数年に分けて、全ての教員に研修を実施するというように、非常に特別支援教育の充実を重要視してきています。そういう経緯から、この特別支援教育についてはそのままに、生徒指導・児童生徒支援についても、原案どおりにと考えています。

そして、2つ目の※印についてです。求められる資質能力の記述において、実践的指導力等における基礎的な知識、実践的・専門的な知識、高度な知識、そして使命感・倫理観における高い倫理観、深い倫理観というような、経験期によって若干表現が変わっている部分についての検討を十分する必要があるという御意見をいただいていた。今回の指標のボリュームの関係などを踏まえ、更に詳しく考えていく必要があるのですが、求められる資質能力の記述、それから右側の具体的要素の例を組み合わせるために、教員本人が考えるためのもの。また、校長先生が助言をしていただくことにより対応していただければということで、2つ目の※印を追記しています。

以上の修正を行い、削除した部分を抜くと、今のスライドにあるような少しボリュームが減った生徒指導、それから学習指導についてはボリュームが少し増えた指標ができ上がることとなります。

続いて5ページ、校長指標についてです。校長指標については、校長のより指導的な役割を考えたときに、今、青で示しました「求められる資質能力」について、赤字で示している部分を付け加えています。例えば、総合的人間力においては、「一人一人の教職員に対する深い理解をもとに信頼関係を築き」という部分。また、協議会后に各課から提出された意見の中にあつた保護者と地域についても触れるため、「保護者及び地域の願いを踏まえて」という記述を含めています。実践的指導力等やマネジメント力にも同様に追記しています。また、今、青で示した部分についても御意見をいただき、副校長・教頭指標との差別化を図ること

により、「特別支援教育実施のリーダーシップを発揮しつつ体制の整備等を行うとともに」という文章を付け加えました。

続いて6ページ、副校長・教頭指標についてです。今、青で示した「求められる資質能力」の部分について、校長を助けるという役割は副校長も教頭も同じであるというところで資質能力の文章に追記しています。また、要素の例の中に、御意見をいただきました、働き方改革の視点も含めた若干の見直しを行っています。さらに、一覧表の下、欄外の※印です。副校長の役割や期待するものは、教頭と異なるものとしてはどうかという御意見をいただいていたのですが、義務教育学校の副校長と県立学校の副校長の若干の違いもあるというところを踏まえて、副校長の経験年数等、各学校の実情に合わせて、副校長・教頭指標だけではなく、校長指標も一緒に参考として見ていただくことにより、対応をお願いしたいという内容を※印に記入しています。

以上が指標についての説明になります。

【古田会長】

ありがとうございました。委員の皆様方の御意見を踏まえて修正したところですが、まずは御質問をいただいて、そのあと御意見も含めたお話をしていければと思っています。前は、順番に指名させていただきましたが、まず質問のある方はいらっしゃいますか。

【作田委員】

この協議会や私たちの意見を踏まえて、いろいろと文章等を練り上げていただき、ありがとうございます。1点だけお尋ねします。教員等の資質向上に関する指標(案)中、実践的指導力等の具体的要素の例に【生徒指導・児童生徒支援】と併記してある意味と言いますか、生徒指導と児童生徒支援はどこが違うのか、ということをお尋ねします。学校現場の先生方を見ていると、支援という言葉を使って指導を躊躇するような傾向や、自分の責任を少々薄らげるような様子が見られます。支援という言葉を使うことで、そのような傾向もともすると見えてきます。

私、10数年前に文部科学省の視学官から「先生方の活動は責任行為ですから、これは全部指導です。手法として支援的な指導はあります。しかし、これは責任行為だから指導です。だから指導要録、あるいは指導要領という言い方をします」というような説明を受けたものですから、私は周囲の職員にも、責任を持って指導するよう、特別支援に関する教育支援計画等、個別の指導計画も意味の違いはそこなのだと話をしているわけです。学校教育法第24条にも、幼稚園に関する項目の記述がありまして、そこには「教育の支援」という言葉が書いてあります

が、それは保護者や関係者と相談したり、情報を提供したりすることが支援なのだを書いてあるかと思います。

よって、ここでこのように表記しますと、現場の先生方もどのように捉えるのかと疑問も湧いてくるかと思いますので、お尋ねしました。繰り返しますが、この生徒指導と児童生徒支援はどう違うのでしょうか。

【古田会長】

何か関連して御質問ございませんか。それでは事務局からお願いします。

【事務局】

ありがとうございます。事務局として考えましたのは、生徒指導は従来から行ってきました児童生徒理解に始まり、具体的要素の例に書いていますように、信頼関係の構築や積極的な生徒指導というような部分を含めたところだと思っていました。児童生徒に支援を含めたことですが、多様性、ダイバーシティの尊重、例えば外国にルーツを持つ子供等、そういう方についても、やはり支援という部分が含まれるというところで、児童生徒支援も併記しました。

【古田会長】

これは何か言葉がありましたか。

【事務局】

はい。間違いがないようにと探していますけれども、前回の第1回協議会の参考資料5に、現行指標を基に指標と要素を合わせたものがあります。その「伸ばす主な資質」の中には、生徒指導と児童生徒支援を分けて使っていました。ここを見てもみますと、生徒指導については、「生徒指導、進路指導及びキャリア教育、いじめ等児童生徒の問題行動への対応等」となっています。児童生徒支援については、「幼児児童生徒理解、教育相談、不登校児童生徒への支援、合理的配慮等」となっていました。これまでのものも含めて考えたときに、それも残すことで、新たな指標をなんとなく使えるようにというところも含めてお話したところです。

【渡邊委員】

法規等にかかれていたのであれば、それを使っていれば結構かと思うのですが、そこも少し引っかかっている、生徒指導の生徒は中学生・高校生ですよ。児童に対する指導はないのかという話もあり、そのあとは児童生徒支援と書いてあって、それが文部科学省で使っている言葉であるならばいいのですが、

やはり少々分かりにくさを感じます。なぜ、最初だけ生徒で、後半は児童生徒を使っているのか、若干不思議に思う表現だと思いましたので、私もこの辺りの見た人の分かりやすさがあると誤解を招かない気はします。

ちなみに、私の考えと現場の先生から聞いたことですが、指導の中に支援は含まれるというようなニュアンスがありまして、ただ指導というと教師主体みたいなところが強いので、特に小学校においては学習支援案と名前を変えた方がいいのではないかと一時ありましたが、結局、学習指導案のまま今残っています。そういう生徒主体か教師主体かのニュアンスが現れるということで、支援という言葉が使われがちにはなったのではないかという気がします。今お聞きしたらここでいう支援というのは、実践的な指導でも学習指導とまた少し違った意味での支援という気がしますので、何か分かりやすい表現があるといい気がします。

【古田会長】

ありがとうございました。後ろに事務局も出席していますが、何かこれに関してありますか。

【牛野委員】

私も児童生徒支援という言葉が少し唐突すぎるかなと感じました。左の方から基礎期、向上期と見ていく中で、「学習指導と生徒指導等をはじめ・・・」と読みとっていきますと、右側に来たときの児童生徒支援というのは、唐突感があると感じます。少々誤解や戸惑いを生む言葉かと、何か上手な表現がないかと思っていたところでした。

【事務局】

ありがとうございます。ここはまた検討させていただくということによろしいですか。

【古田会長】

表記も含めて、現場に馴染むように検討して修正できればと思います。
他に何かございますか。竹下委員どうぞ。

【竹下委員】

まず、実践的指導力等の発展期の下から2行目のところ、「実践的指導力を学校内外へ発揮する」と書いていますね。学校内外「で」発揮する、の間違ひではないかと思ったのですが、違えば教えてください。

そして、具体的要素の例の【学習指導】のところですが、今回太字で書いていただきました「『個別最適な学び』『協働的な学び』の一体的な充実に向けた学習者中心の授業創造」の部分です。この一体的な充実というのが、実は前の「主体的・対話的で深い学びのための授業改善」など、そういうものと一体化するという意味だろうと、私は読みました。これは要素として切れていますので、一体的というのがどうなのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

【事務局】

ありがとうございます。まず、発展期の「学校内外へ」のところですが、ここについては、少し検討させていただきたいと思いますが、現行指標でもこの表現で書いており、そのまま使っているところですが、再度しっかりと文章を確認したいと思います。

そして、「『個別最適な学び』『協働的な学び』の一体的な充実に向けて」の「一体的な充実」というところですが、これは国の指針の資料の中に図として出てきていたものです。それから、参考資料11ページ2つ目の項目「学習指導に主として関するもの」の1つ目に、「関係法令、学習指導要領及び子供の心身の発達や学習過程に関する理解に基づき、子供たちの『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業改善を行うなど、『個別最適な学び』と『協働的な学び』の一体的な充実に向けて、学習者中心の授業を創造することができる。」とあり、この後半部分を具体的要素としています。「主体的・対話的で深い学び」に繋がる部分ではありますが、ここを読んだときにそのまま「個別最適な学び」から作っていくのかなと思ひ、実際作っています。

【竹下委員】

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善と次の文が繋がっていると考えているということですね。

【事務局】

そうです。それぞれ繋がった1つの文章というのは、実は作成したときには思っていないでした。関連は非常に強くあるものだと思いますが、それぞれに作っていました。

【竹下委員】

私の読み方では、子供たちの「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行う等、これはPCを揃えたり学級づくりをしたりといろいろな改善をしながら「個別最適な学び」と「協働的な学び」、最初に出てきた学習指導要

領の中で出された言葉と、後から出てきた令和の日本型教育、これを一体的にやろうという意味かなと捉えました。したがって、繋がっていると良いかなと思ったのです。

【事務局】

はい。その前の「主体的・対話的で深い学び」の部分の授業改善と今の部分を繋げるように、ということで、御意見として検討させていただくということによるのでしょうか。

【古田会長】

ありがとうございました。これが要素ですが、文章みたいに見られるかもしれないので、今おっしゃっていただいたように、具体的には何が言いたいかと誤解されるのですね。

他に質問はございますか。それでは、御意見等ありましたらお願いします。

【山崎委員】

些末なことなのですが、具体的要素の例のところ、要素を区切る読点と要素の言葉の中の読点が少々分かりづらく感じます。【学校安全】のところは要素の読点の次に隙間が入れているので分かりますが、他のところは区別がつきにくいところが多いので、そこを整理していただくとありがたいです。

【事務局】

ありがとうございます。再度確認します。

【古田会長】

他にございませんでしょうか。

【牛野委員】

すみません。第1回後の意見照会の際に回答すれば良かったのですが、資質能力を構成する具体的要素の例の【生徒指導・児童生徒支援】の最後に「多様性（ダイバーシティ）の尊重」が入れてあります。私は特別支援なので、障がい者の権利条約等いろいろなことを勉強するにあたって、もう少しこの多様性みたいなものは、人権尊重や基本的な自由等の中に含まれるような要素ではないかなと思っています。

入れどころとして御検討いただきたいのが、一番上の【教職としての素養】です。豊かな人間性、人権意識等がありますが、その次あたりに多様性の尊重とい

うことで、子供たちの学びや様子というのは、実に以前からすると多様化しています。学び方にしろ、特別支援の資料の内容についても、それぞれのお子さんに合わせるといふこと。そのような多様性をしっかりと認めて、不適切な指導に至らないようにといふことを考えると、【教職としての素養】として最も大切な部分に入れていただけたらどうかと思います。御検討ください。

【事務局】

ありがとうございます。検討させていただきます。

【古田会長】

ありがとうございました。他にいかがでしょう。

【渡邊委員】

すみません。質問になるかもしれないのですが、指標の中身というよりは、指標そのものの取扱いについてです。現代的課題等が起こった際に、この指標を定期的に見直すのか、あるいは文部科学省からの連絡があるまではしばらくこのままなのか。そのあたり、文言をあまり変えていくと評価するのが大変だとは思いますが、現代的な課題等が出てきて見直しが必要になる場合はどのような経緯で取り扱っていくことになりますか。

【事務局】

現在の認識としては、定期的に見直すことをルール化しているわけではありませんので、おっしゃったように国の動きに合わせて見直していくというのが実状になります。

【古田会長】

今のところはそうなのですが、その辺りも含めて今後いろいろな方法があります。過去も平成29年の会議がありましたが、その際も国の法改正に伴って指標を作ったということですね。

【渡邊委員】

あまり手間暇かけるのも良くないと思うのですが、ただやっていく中で、何か課題が出てきた際に、すでに1回決めたものだからとなかなか変えられなくなるのではなく、これが評価の基準になるのでしっかりと見直して、より良い基準にするという考え方もあると思います。一旦作ったらそれで終わりというのは、少し柔軟性がないと思いましたので、質問させていただきました。

【事務局】

はい。御指摘のとおりですが、見直しの視点について常に持ちながら、必要な点は見直しの動きを検討したいと思います。ありがとうございます。

【古田会長】

他にございませんでしょうか。

【岩本委員】

前回、各委員からいろいろな御意見や御指摘があったことについて、非常に分かりやすく修正していただいているなと思います。私の頭の中は、この指標等に基づいて、各学校現場でどのように先生方により分かりやすく指導助言等を行っていきけるかという思いで見させていただいています。ただ、今も御意見があったように、現在の円熟期は26年～と書いてありますので、今から26年経ったときに、果たしてこれが本当にそのとき求められるものなのか。長期に渡っての指導になりますので、そのあたり非常に難しい面もありながらも、しっかりと現場でやっていかないといけないという思いで見させていただきました。

【古田会長】

ありがとうございます。吉本委員、いかがでしょうか。

【吉本委員】

私も岩本委員が言われたように学校現場でどのように先生たちに伝えるのかという部分です。ただ書いてあるものを渡すだけでは、なかなか伝わらないと思います。なので、ここに例えば、年数的に基礎期・向上期というように分かれています。自分は今どこの段階なのかというところを先生たちが決めること。そこからスタートすることはとても大事で、説明はこちらで行いながら、先生たちの自主性や、自分がこのステージだからこういうことを頑張りたいという努力点を上げていくことがとても大事だと思います。その辺りが業績評価や能力評価あたりに反映されていけばとても効果的かなと思ったところです。

【古田会長】

山口委員いかがですか。

【山口委員】

山口です。保護者を代表して出席させていただいています。こういうものを私も初めて見まして、先生方はこういう努力をされて、子供たちのために精一杯頑

張っていただいているのだなと常々思っています。

これは私事で、最近起こったことなのですが、今、中学校はクラブチームに入る子供が増えていて、部活動をしないでいろいろな学校がクラブチームに集まってきました。今、そこで問題が起きていて、学校に相談してよいのか、やはりこれは保護者だけで解決しなくてはいけないのかというところ、地域連携というところでいろいろな学校が集まった場合の問題解決をどうすればよいのかを今、身に染みて感じています。学校に相談してもそれぞれ学校が違いますし、クラブチームの監督は、そういうことは一切見ないという考えで指導されたりもされるので、そういうときにどう繋がっていけばよいのか、地域連携できるといいなと思っています。

【古田会長】

ありがとうございます。確かに資料と無関係ではないですね。学校内外と先ほど竹下委員からもありましたけれども、そういう地域を繋いでの学習指導のような資質も必要ですし、広い視野で相談に乗ることは大事かなと思います。一応、皆様に御発言いただきましたので、他に何でも構いませんので御意見いただければと思います。

【山崎委員】

これはホームページ等で公開されるのでしょうか。

【事務局】

はい。この後、教育委員会委員の御意見をいただく等のプロセスを踏まえて、最終的に策定したものについては、ホームページで公開します。

【山崎委員】

わかりました。教員養成の段階で活用させていただきたいと思います。やはりキャリアステージが見えますので、将来、例えば基礎期・向上期くらいまで見据えて、そのために大学でどのようなことを学んで学習しておけばよいのかということも指導できると思いますので、是非活用させていただきたいと思います。

【古田会長】

ありがとうございます。是非、養成の段階でも御活用いただいて先を見据えた育成をお願いします。

【渡邊委員】

今日この指標の形が決まっていくと思うのですが、次の段階として、どのように具体的審議が進んでいくのでしょうか。

2点気になっていることがあります。1つは文部科学省から各大学に向けてもこのような研修等に資する活動について、どのような形ができるかということで、それぞれ自治体と話し合う中で、いわゆる学校現場がやっている研修、それ以外に今までの免許更新講習のような形になるかわかりませんが、大学がそのような研修を開くのか開かないのか。そして、それはこういうものに関係してくるのかということだと思います。どのような形で今後審議していけばいいのかというのがあれば、また大学でもいろいろと何ができるのか話し合っていきたいと思っています。

もう1つは、記録がこの後残っていくという話を前回お聞きしたと思うのですが、気になるのが熊大の附属学校に赴任された先生方に対してです。現場との交流があるので、何年かこちらに来られて、また現場に戻られます。その間は、そういう記録はこれに合わせて行った方がいいのか、そこはなくてもいいのか。現場の先生に来ていただく上で、後々のいろいろな評価に影響するのであれば、ちゃんとやっておかななくてはいけないだろうと思いますし、人事交流がある中で進めている附属の先生方の扱いについて、どう影響してくるのかなと思います。今すぐ答えられることではないと思いますが、そういうことを、今後更に進めていくときに、是非検討していただければと思います。よろしくお願いします。

【古田会長】

何か事務局からございますか。

【事務局】

今後の話についてですが、この指標に基づきまして、毎年、県教育委員会で作成しています教職員研修計画の中身にどのように反映させていくかというものが出てきます。研修をしっかりと充実させていくということだと思います。

一方、研修履歴をしっかりと記録するというのが義務づけられますので、どのような範囲の研修について記録するかというのは、今後の検討事項です。研修受講履歴を活用して、新たな研修受講の奨励を行うというプロセスが、今後導入されていきます。その奨励するものとして、どういう研修を奨励するかという中に、当然県教育委員会が実施する研修や教職員支援機構が実施する研修、あとは大学が実施する研修も奨励の対象として考えられます。こちらはどちらかということ、国が研修のプラットフォームを作るという話もありますので、そこにいろいろな研修メニューが組み込まれていくことになるかと思っています。

一方で、個々の研修を企画する中では、大学との協力というのは、今後出てくる面もありますので、そういう点については、個別でいろいろと御協力・御相談させていただくこともあるかと思っています。

国立の先生の件については、まだ考えが及んでいませんけれども、基本的には任命権者が任命している教員の研修を記録するという制度ですので、一旦その任命権者から外れた者について、研修の記録自体をその期間どうするのかというのは出てくるかと思います。個別の検討に上がってくるとは思いますが、少なくとも教員がしっかりと資質向上を図れるような記録の方法がどのようなのかを、今後全体の仕組みを検討する中で考えていきたいと思っています。

【渡邊委員】

大学教育学部は、養成から研修までということで問われていますので、是非大学にもお声かけいただければと思います。

あとは、附属に来られた先生はこのように残しておくなど一貫性が大事だということがあれば、言っていただいて対応した方がいいと思います。来られた先生方に不利益が生じないようこちらも考えていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

【古田会長】

今回も前回も忌憚のない御意見をそれぞれの立場からいただき、委員の皆様には大変感謝申し上げます。話も出ましたけれども、そういう先生方のコンピテンシー、経験段階ですと資質能力の概要を今決めていただくこと、ここで御意見をいただくことができます。今後のスケジュールについては、資料のとおり最後に詰めていきたいと思っています。委員の皆様からもありましたように、今後、何をどのようにどのような方向で研修させるのかを考えていくということで、研修計画に反映させていきます。

先ほど岩本委員、吉本委員からもありましたとおり、今度は校長先生が研修履歴を持って指導助言をされることになった場合、教員は当然研修を受ける義務がありますけれども、ただ義務と校長先生方に助言されるよりは、先生方には自分に必要な研修を受ける権利があると、そういう伝え方をさせていただくと、非常に前向きに、能動的に研修を受けていただけるのではないかと、私個人的には思います。義務だから、いわゆる答申には職務命令も含めて助言するというような強い表現で書いてあります。ただ、そのことが先生方に好意的に受けとめられるかということもありますし、そういうことが現場に伝わればいいなという意味で、先ほど事務局からも申しましたとおり、なるべく幅広い研修体系・具体的なニーズに応じた研修を用意できればと思っていますところです。

大変つたない司会進行でありましたが、本当にありがとうございました。それでは、多くの御意見をいただきましたので、今後、指標改訂に向けて進めていきたいと思ひます。

(5) 閉会 (15:00)